

奈良女子大学附属小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(基本方針)

- (1) いじめ防止等の対策により、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、奈良女子大学、奈良県、奈良市、地域住民、家庭、その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(いじめの防止)

- ① 「開拓、創造の精神を育て、真実追求の態度を強め、友愛、協同の実践を進める」教育目標を尊び、人としての品性を高め、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを基本的精神として掲げ、組織的に取り組む。
- ② 自分の言動に責任を持ち、こころ豊かな人間性を培い、全ての教育活動を通じて人間らしく生きることを願う教育を進める。
- ③ 保護者並びに関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童の自主的活動を支援する。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、主

に「なかよし」の時間を通じて、人権意識を高める。

(いじめの早期発見)

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対して定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・ 児童対象にいじめについてのアンケート調査を年1回以上実施する

② いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ア スクールカウンセラーの活用
- イ いじめ相談窓口を複数設置（各学級担任・管理部）

③ 職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上、いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(いじめへの対処)

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめをうけた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受ける必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの時間に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、奈良女子大学附属学校部及び所轄警察署等と連携して対処する。

(組織的対応)

- (1) いじめ防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策校内委員会」を設置する。
- (2) 「いじめ防止対策校内委員会」は、以下のメンバーで構成する。ただし、校長の判断によってメンバーの参加を限定することができる。
 - ① 副校長
 - ② 主幹教諭
 - ③ 2年・4年・6年の主任
 - ④ スクールカウンセラー
 - ⑤ その他、校長が必要と認めた者
- (3) 「いじめ防止対策校内委員会」の委員長は、主幹教諭が務める。

(4) 主幹教諭は、いじめに該当する事態が生じた場合、速やかに校長や関係者と連絡をとり、状況を把握することに務める。校長は遅滞なく、「いじめ防止対策校内委員会」を招集する。

(5) 「いじめ防止対策校内委員会」は、以下の事項を確認する。

- ① いじめに該当する児童の所属・氏名
- ② いじめに該当する行為及び経過
- ③ 該当行為についての証言・訴え
- ④ 必要な場合、関係諸機関の情報
- ⑤ 該当者の個人記録（※1）
- ⑥ 必要な場合、該当者の保護者の状況
- ⑦ 必要な場合、該当者の学校生活の状況
- ⑧ その他、いじめ等の状況を判断する必要な情報

(※1) 「いじめ防止対策個人記録」は別に定める

(重大事態への対処)

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 校長または副校長は、重大事案が発生した旨を、奈良女子大学附属学校部に速やかに報告する。
- ② 校長または副校長は、奈良女子大学附属学校部と協議の上、当該事案に対処する組織（「いじめ問題対策協議会」仮称）を設置する。（※2）
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 校長または副校長は、上記調査結果を、奈良女子大学附属学校部に速やかに報告する。
- ⑥ 奈良女子大学附属学校部は、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

(※2) 重大事態への対応組織（「いじめ問題対策協議会」仮称）は、以下の機関と連携をとる。

- | | |
|------------------|------------|
| ア 奈良女子大学 | イ 奈良県教育委員会 |
| ウ 奈良県こども家庭相談センター | エ 奈良県警察 |
| オ 奈良地方法務局 | カ その他関係機関 |

(学校評価における留意事項)

いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。